

平成 28 年度税制改正（予定）に伴う
鉱害防止準備金制度の変更と運用見直しについて

平成 28 年 2 月 22 日
商務流通保安グループ
鉱山・火薬類監理官付

1. 鉱害防止準備金制度の概要

金属鉱物等の採掘権者等は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法（以下「特措法」という。）第 7 条の規定に基づき、特定施設（坑道及び捨石等の集積場）の使用終了後に自らが実施する鉱害防止事業に必要な費用を、あらかじめ（鉱山の操業中に）鉱害防止積立金として、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に積み立てることが義務づけられている。

この鉱害防止事業の確実な実施を図るため、鉱山の採掘権者等が積立てを行った場合には、租税特別措置法第 20 条、第 55 条の 5 及び第 68 条の 4 4 等の規定に基づき、その積立額を限度に損金算入できる特例（税制措置）を認める制度。

2. 平成 28 年度税制改正（予定）

（1）背景

鉱害防止準備金制度の適用期限が平成 27 年度末までとなっていたことから、2 年間延長を財務省（総務省）に要望している中で、積立終了後や工事終了後も積立金を取り崩されずに残っている事例があること等があり、その運用が不適切であるとの指摘を受けた。制度の見直しを進めることを条件に、準備金積立額への縮減率導入により制度が存続される見込み。

（2）改正内容

平成 28 年度の税制改正において、金属鉱業等鉱害防止準備金制度に係る鉱害防止積立金の税制措置は、平成 27 年 12 月 24 日閣議決定「平成 28 年度税制改正の大綱」により、「金属鉱業等鉱害防止準備金制度について、準備金積立率を 80%（現行：100%）に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。」となった（別紙 1、別紙 2 参照）。

国会審議の後、租税特別措置法を含む税法の改正が平成 28 年 4 月 1 日付けで施行される予定。

3. 運用の見直し

（1）平成 28 年度税制改正の財務省に要望の中での指摘を受けて、次の 2 点の運用の適正化を図っていく。

① 積立金の取戻し

積立終了後や工事終了後も積立金が取り崩されずに残っている事例があることからその運用の適正化を図るため、今後、そのような事例については、個別鉱山の操業状況等を踏まえ、取戻しさせる等の必要な指導を行っていく。

さらに、現在積立中の鉱山にあっても、積立終了後や工事終了後、適切に取戻しを行うよう指導する。

② 鉱害防止積立金の算定

鉱害防止事業費が、算定時点の物価等を反映した適正な事業費になっていない事例があることからその運用の適正化を図るため、今後、そのような事例については、個別鉱山ごとに必要な指導を行っていく。

金属鉱業鉱害防止準備金制度

金属鉱業等鉱害防止準備金制度 (所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税)

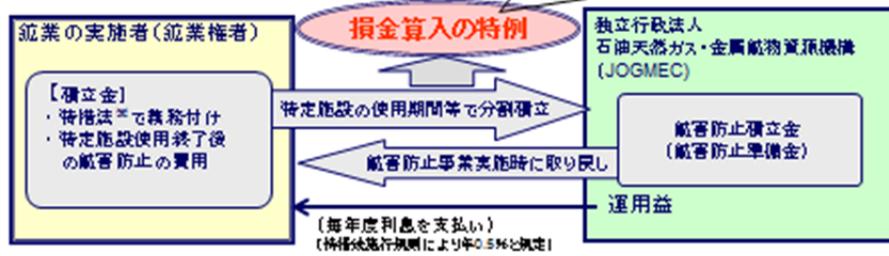
延長

○金属鉱山等の坑道等の特定施設の使用終了後における鉱害防止工事の確実な実施を図るため、当該鉱業の実施者に強制的に積立てさせる鉱害防止積立金の損金算入を認める税制措置について、損金算入限度額を見直した上で適用期間を2年間延長する。

改正概要 【適用期間:2年間(平成28年度末まで)】

○ 鉱害防止積立金に係る損金算入の特例について、損金算入限度額を積立金の積立額の80%とする。

< 損金算入限度額の見直し > 改正前:積立額全額 → 改正後:積立額の80%



※特措法:金属鉱業等鉱害対策特別措置法

平成28年度税制改正の大綱(平成27年12月24日、閣議決定)(抜粋)

一 個人所得課税

1 ~ 3 (略)

4 租税特別措置等

(国 税) (略)

(地方税)

[新設] (略)

[延長・拡充等] (略)

[縮減等]

(1) (略)

(2) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度について、準備金積立率を80%
(現行:100%)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

(3) (略)

5 (略)

二 (略)

三 法人課税 (略)

1 ~ 5 (略)

6 その他の租税特別措置等

(国 税) (略)

[拡充等] (略)

[延長] (略)

[廃止・縮減等]

(1) ~ (10) (略)

(11) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度について、準備金積立率を80%
(現行:100%)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する(所
得税についても同様とする。)

(12) ~ (19) (略)

(地方税) (略)

7 (略)

四 ~七 (略)